事　務　連　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年６月５日

剣道部顧問　様

重大事故の報告について

標記の件について、（一財）全日本剣道連盟では、剣道の安全性を重んじ「生涯剣道」を願う観点から、重大事故の頻度およびその内容を調査・分析し、重大事故に対する対応策、予防策を策定することを目的として、（公財）埼玉県剣道連盟と全国高体連剣道専門部に対して、稽古中（授業も含む）あるいは大会・試合（練習試合も含む）・審査・講習中に発生した重大事故について届け出を行う「剣道における重大事故報告システム」を実施することになりました。

　つきましては、下記のとおりに報告くださいますよう宜しくお願いします。

１，報告の対象となる事故

　　剣道の稽古中（授業も含む）あるいは大会・試合（練習試合も含む）・審査・講習中に発生した事故で入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けたもの。

　＜例＞・頭部、頸部などの打撲による障害（脳震盪を含む）

　　　　・突きによる頸動脈損傷など咽頭部を含む障害。それに起因する二次的障害

・竹刀の破損による眼外傷

・熱中症（救急入院となった場合）

・アキレス腱などを含む腱断裂（入院となった場合）

・その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合（稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止などで入院ないし死亡した場合を含む）

　２，報告内容

　　別紙の重大事故報告書（様式１）と（様式２）を必要に応じてダウンロードして、顧問や指導者が必要事項を入力してください。様式１が（公財）埼玉県剣道連盟、様式２が全国高体連剣道専門部の用紙となっています。お手数ですが、ひとつの事故が発生した場合、２枚の報告書を作成していただきます。記入事項の中で不明の場合は、「調査中」と記入してください。

　３，報告方法

　　様式１と様式２のデータを埼玉県高体連剣道専門部のホームページに重大事故報告フォームがありますので送信してください。あわせてその旨を委員長までご連絡ください。内容を確認して、（公財）埼玉県剣道連盟と全国高体連剣道専門部に報告させていただきます。そこから

　さらに（一財）全日本剣道連盟に報告することになります。

　４，報告期限

　　事故発生後、１週間以内を目安にお願いします

　５，その他

　　不明な点は、埼玉県高体連剣道専門部委員長までお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津坂宗秀（県立大宮東高等学校）　TEL　048-683-0995